

## モビリティサービス提供実施委託業務 仕様書

### 1 業務名

モビリティサービス提供実施委託業務

### 2 業務目的

名古屋市昭和区鶴舞にあるスタートアップ支援拠点「STATION Ai」を起点としたモビリティサービスの提供。

### 3 業務の内容

#### (1) モビリティサービス提供計画の策定

県が提示する下記表「実施ポイント」に沿った形で、運行計画を策定すること。  
運行計画を策定するにあたっては、現行の法制度（道路交通法、道路運送車両法等）を遵守すること。

#### 〔実施ポイント〕

実施場所	・名古屋市内（ただし、協議のうえ、受託者が運行可能な県内他市町村を追加する場合もある。）
運行者	・本業務受託者
運行期間	・令和8年4月1日から令和9年3月31日の間で、準備期間、運行開始日及び運行終了日を設定すること。ただし、実際の運行開始日については、県と協議を行うこと。 ・運行日時は毎週月曜日から金曜日までの5日間（祝日、年末年始（12月29日から1月3日）除く。）の午前8時から午後6時までを基本とし、県と協議の上、ニーズに応じた運行ダイヤとすること。 ※実際の運行期間は、県との協議を踏まえ、決定するため、上記で設定した運行日数が減ることとなった場合、その日数に応じて契約金額を減額する。 ※契約締結時と運行日数の実績が異なる場合は、運行日数の実績に応じて、契約金額を変更する。
運行車両	・県が提供するEV車両「e-Palette」。 ※手動運転による走行。 ※別途指定する保管場所から、受託者の車両保管場所まで受託者の費用負担にて移動させること。移動に際しては前年度の受託者と調整のうえで行うこと。 ・事業用ナンバー（貸切バス）にて運行すること。また、事業用ナンバー登録に係る事務手続や費用も受託者で負担すること。 ・別紙1「EV車両「e-Palette」の取扱いについて」に基づき、適

	切に取扱うこと。
経路	<p>①基本経路</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・名古屋駅周辺から STATION Ai の間の公道を走行し、一日あたり6往復以上運行すること。</li> </ul> <p>※名古屋駅周辺の発着場を確保すること。</p> <p>※STATION Ai の発着場は STATION Ai 東側駐車場を想定。</p> <p>②実証事業経路</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県は別途、本 EV 車両を用いてスタートアップ等との実証実験を行う予定（最大で3社×各1ヶ月以内を想定）であるため、実証期間中は各実証実験内容に応じ、県と調整のうえ運行をすること。</li> </ul> <p>※実証実験の運行については、以下のとおり想定している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・必要に応じて、①基本経路の中断・減便等を行う。</li> <li>・実施場所は原則名古屋市全域とする。ただし、協議のうえ、受託者が運行可能な県内他市町村とする場合もある。</li> <li>・一日当たり最大140km以内での運行。</li> </ul> <p>また、①②ともに県と協議の上、運行経路を定めること。</p> <p>なお、運行経路を変更する場合も県と協議を行うこと。</p>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者及び運行者にとって、利便性の高い乗車予約システム（既存システム可）を導入すること。</li> <li>・乗客へのアンケート調査等を行い、運行の改善等に努めること。</li> <li>・発着場にポスターを掲示する等利用者の利便性を高めること。</li> <li>・スタートアップ等との実証実験の計画実施や、TechGALA等のスタートアップ関連イベント、第20回アジア競技大会・第5回アジアパラ競技大会等に協力すること。例：運行経路の変更、運行ダイヤの変更・運休、車両保管場所での架装作業等受入等</li> <li>・県の自動運転運行事業が実施される際には、調整を行うこと。（運行経路、運行ダイヤの調整、ポスター掲示場所等）</li> <li>・利用者からは運賃を徴収しないこと。</li> <li>・本 EV 車両の車両保管場所を用意すること。ただし、本 EV 車両の充電にあたり、STATION Ai 併設の充電設備を使用してもよい。（充電費用は本委託費に含める。）</li> <li>・県の依頼する試乗対応、スタートアップ等との実証実験の情報発信に協力すること。</li> </ul>

※「公道」とは、道路交通法（昭和35年6月法律第105号）第2条第1項で規定する「道路」の通称として用いている。

## (2) モビリティサービス提供の実施

(1) で選定したルートにおいて、想定する運行形態（運行便数・運行経路・発着場等）を明らかにした上で運行を通じて実施すること。

運行の実施に際しては、関係法令、関係官庁の指導に準拠すること。

- (3) 運行に係る成果報告書・運行日誌（様式任意）の作成及び報告  
運行を通じて得た課題や対応策、運行実績について取りまとめること。

#### 4 成果物

- ・ 成果報告書（1部）及びその電子データ（県の指定するデータ形式）
- ・ 運行日誌（1部）及びその電子データ（県の指定するデータ形式）
- ・ その他県と協議の上、県が指定するもの

#### 5 納入場所

愛知県経済産業局革新事業創造部スタートアップ推進課又は指定する場所

#### 6 提出期限

令和9年3月31日（水）

#### 7 委託業務に当たっての留意点

- (1) 委託事業の開始から終了までの間、本事業を総括する責任者を1名配置し、事業実施方法や進捗状況の確認等、事業の円滑な実施のために、定期的に県と連絡調整を行うこと。
- (2) 受託者は、成果物の著作物（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。以下同じ。）を県に無償で譲渡するものとし、著作者人格権を行使しないものとする。また、著作権関係の紛争が生じた場合、一切受託者の責任において処理すること。
- (3) 納入される成果物について、第三者が権利を有する著作物が含まれる場合には、受託者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。
- (4) 採用された企画の実行に当たっては、県と受託者の協議の上で内容を変更することがある。
- (5) 受託者は、賠償能力の確保がされた任意保険に加入するなどして、適切な賠償能力を確保すること。加入にあたっては、加入内容を県と協議すること。
- (6) 運行にあたって、事故が発生した場合は速やかに県に報告すること。また、各種法令に従い、救助活動や関係機関への報告を行うこと。
- (7) 本業務に係る会計実地検査等が行われる場合は協力すること。
- (8) 受託者は、事業完了後5年間、本委託業務に係る会計帳簿及び証拠書類を県の求めに応じていつでも閲覧に供することができるよう保存しなければならない。
- (9) 本委託業務は、国の地域未来交付金を活用して実施することから、同交付金の交付要綱等に基づき適正に処理しなければならない。また、業務完了後は業務完了届のほか、速やかに実績報告書及び県が求める資料を提出しなければならない。
- (10) その他
  - ア 実施にあたって、関係法令に沿い、関係機関との調整を適正に行うこと。
  - イ 広報、取材への対応を適正に行うこと。

## EV 車両「e-Palette」の取扱いについて（案）

愛知県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、EV 車両「e-Palette」（以下「車両」という。）について、次の条項のとおり取扱うこととする。

## （使用期間）

第 1 条 使用期間は令和 8 年 月 日から令和 9 年 3 月 31 日までとする。

## （維持保全義務）

第 2 条 乙は、車両を善良な管理者の注意をもって維持保全しなければならない。

2 車両には、甲の備品標示票を貼付しておかなければならない。

## （維持補修）

第 3 条 車両の維持補修は、乙の責任において行うものとする。ただし、乙の責めによらない事由による補修はこの限りではない。

2 車両を滅失し、又はき損したときは、直ちにその状況を報告するとともに、甲が被った損害を賠償しなければならない。

3 甲が指定する車両整備会社（愛知トヨタ WEST 株式会社）のメンテナンスサービス以外で、車両の維持補修その他の行為をするために支出する経費は、乙の責めによらない事由である場合を除き、すべて乙の負担とする。

## （権利譲渡等の禁止）

第 4 条 乙は、車両を第三者に転貸し、又は本契約によって生じる権利等を譲渡し、若しくはその権利等を担保にすることができない。

## （原状回復等）

第 5 条 乙は、第 1 条に規定する使用期間が満了したとき、又は本契約が解除されたときは、甲の指定する日までに車両を原状に回復して、乙の負担により甲に返還しなければならない。ただし、甲が原状に回復する必要がないと認めるものについては、この限りではない。

## （協議）

第 6 条 車両の取扱いに関して疑義が生じたとき、又はこの取扱いに定めがない事項については、甲、乙協議の上、これを定めるものとする。